

令和7年度第4回古河市こども未来応援会議
議題2資料

古河市こども計画

KODOMO GRAND DESIGN

2025-2029の改訂について

古河市役所 保育課



KODOMO GRAND DESIGN
2025-2029

第3期子ども・子育て支援事業計画

⇒古河市こども計画に内包され、古河市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援法に基づく業務を円滑に実施するための計画。

【主な改訂事項】

- ①満3歳児以上限定小規模保育事業の全国実施に伴うもの
- ②・乳児等通園支援事業の開始に伴うもの
・乳児等通園支援事業の連携に関するもの

【改訂理由】 国基本指針の改訂のため

【改訂事項①】

- ・令和8年4月より全国で満3歳児以上を対象とした小規模保育事業の創設が可能となった。
- ※これまでは国から認定された限られた地域のみ（特区）で実施可能とされていた。
- ・市町村において、満3歳以上限定小規模保育を利用することどもの必要利用定員総数を計画に記載することが必須とされた。

【改訂事項①】

2-4. 幼児期の教育・保育

■量の見込みと確保方策

第2期計画期間の検証・評価にもとづき、需要見込み(量の見込み)と確保方策を設定します。

1号認定 満3歳以上で認定こども園、幼稚園を利用

3~5歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,003人	937人	921人	921人	82人
確保方策 ② 認定こども園、幼稚園	1,392人	1,392人	1,392人	1,392人	1,392人
過不足 ②-①	389人	455人	471人	487人	510人

表記を統一するために修正。
※今回の改訂趣旨とは異なります。

2号認定 満3歳以上で保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用

3~5歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,569人	1,496人	1,496人	1,496人	1,496人
確保方策	総数②	1,647人	1,647人	1,647人	1,647人
	保育所 認定こども園	1,647人	1,647人	1,647人	1,647人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人
過不足 ②-①	78人	151人	144人	137人	144人

小規模保育施設（地域型保育事業）を追加
古河市では保育の需要（量の見込み）に対し、各施設の利用定員（確保方策）の数が上回っている状況。そのため、満3歳児以上限定の小規模保育施設を求める必要性が無い。

【改訂事項①】

2-6. 幼児期の教育・保育

3号認定 満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用						
2歳児		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (計画値)①		507人	507人	508人	498人	495人
確保 方策	総数②	533人	533人	533人	533人	533人
	保育所 認定こども園	463人	463人	463人	463人	463人
	地域型保育事業	70人	70人	70人	70人	70人
過不足 ②-①		26人	26人	25人	35人	38人

【確保方策の内容】

- ・確保方策の数値は「利用定員数」となります。
- ・各年度、施設の利用定員数の見直しによる需給バランスを考慮し、2号認定における、満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員は見込んでいません。

確保人数の説明を追加

【改訂事項②】

- ・ 乳児等通園支援事業の開始に伴うもの
令和8年4月より全国で乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）が、給付制度として創設のため必要な変更を行うこととされた。
※これまでは地域子ども・子育て支援事業（例：病児保育、一時預かりなど）に含まれる事業の一つ。
- ・ 乳児等通園支援事業の連携に関するもの
市町村において、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を計画に記載することが必須とされた。

【改訂事項②】

4. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの
て、多様な働き方やライフスタイルにかか
可能枠の範囲で時間単位の利用ができる

3-16. 地域子ども・子育て支援事業
→ 4 乳児等通園支援事業へ変更

量の見込みと確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	0人日	28人日	27人日	27人日	27人日
	確保方策	0人日	28人日	27人日	27人日	27人日
1歳児	量の見込み	0人日	20人日	20人日	19人日	19人日
	確保方策	0人日	20人日	20人日	19人日	19人日
2歳児	量の見込み	0人日	17人日	17人日	16人日	16人日
	確保方策	0人日	17人日	17人日	16人日	16人日

【改訂事項②】

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付金の給付申請については、保護者の過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設においてとりまとめを依頼します。また、保護者の申請時における負担を減らすために返信用封筒を準備するなど、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

7. 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

乳児等通園支援事業は、乳児または幼児であって満3歳未満のこどもを対象としていることから、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続を推進するため、必要な支援に取り組みます。

乳児等通園支援事業を利用するこども（0歳6か月～満3歳未満で保育認定を受けていない）が、教育・保育を必要とした際に、円滑に入園できるように、古河市が保育園や認定こども園等の事業者と、乳児等通園支援事業を実施する事業者との連携役になることを示す。